

要項、仕様書及び提出書類に関する質疑

No.	区分	該当箇所	質問内容	回答案
1	提出書類	実施要項5 (1)カ	企画提案書の「10枚以内」とは、参加申出書、法人概要、実務実績調書、業務責任者調書、業務従事者配置調書、見積書及び参加資格を証明する書類を除いた、企画提案書本体のみの枚数という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	提出書類	実施要項5 (1)カ	企画提案書の表紙は、「10枚以内」の枚数に含まれますでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	提出書類	実施要項5 (1)カ	両面印刷で提出する場合、「1枚」は用紙1枚として数えるのか、片面を1ページとして数えるのかをご教示ください。	枚数は用紙1枚として数えます。
4	提出書類	実施要項5 (1)カ	A3用紙を使用する場合も、A4用紙と同様に「10枚以内」という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	提出書類	実施要項5 (1)カ	企画提案書に、提案者の法人名・社名を記載してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
6	提出書類	実施要項5 (1)カ	匿名審査用として、法人名・社名等を記載しない企画提案書を別途提出する必要はありますでしょうか。	必要ありません。
7	成果物・提出時期	仕様書1 (4)	「遊具等の取り扱い・メンテナンス・安全点検に関するマニュアル」及び「周知・広報のための図面・イメージ図」は、企画提案書の提出期限である令和8年8月12日(水)午後5時までに提出する資料には含まれず、契約締結後に作成・提出する成果物という認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
8	マニュアル	仕様書1 (4)	「遊具等の取り扱い・メンテナンス・安全点検に関するマニュアル」は、どのような方を利用者として想定されていますでしょうか。例：市職員、警備・清掃担当者、受託事業者の点検担当者、一般利用者等。	本市含め、後年度維持管理を受託する事業者向けを想定しています。
9	維持管理	仕様書1 (4)	受託事業者が月2回程度実施する消毒及び点検以外に、市職員、警備担当者又は清掃担当者等による日常的な清掃や簡易点検は実施される予定でしょうか。	本市が年間委託している清掃事業者において日常的な清掃を予定しておりますが、簡易点検は予定しておりません。
10	設計・レイアウト	仕様書2	「子どもを見守る保護者の目線を遮らない」ことについて、高さ100～120cm程度で、大人の目線を遮らない仕切りを設置する計画は可能でしょうか。	「子どもを見守る保護者の目線を遮らない」については、対象である未就学児(0歳～6歳)の身長に配慮した仕切りの高さとするに加え、仕切りを設置する場所や素材等により総合的に判断されるものと考えます。
11	設計・レイアウト	仕様書2	仕切りの外側から子どもの様子を確認できる、透過性又は視認性のある素材を使用する場合は、仕切りを設置しても差し支えないという認識でよろしいでしょうか。	差し支えありません。
12	設置範囲	仕様書別紙	別紙に示された設置想定箇所は、床に接して設置する物の範囲を示したものでしょうか。	ご認識のとおりです。
13	設置範囲	仕様書別紙	床面の設置部分は設置想定箇所に収めたいうえで、床から離れた上部の一部が設置想定箇所を若干越える計画は可能でしょうか。例：間仕切り壁に設けたテーブルの天板部分のみが、設置想定箇所から若干はみ出す場合。	例のとおり一部のみが20、30センチ程度はみ出す程度であれば許容範囲と考えておりますが、受託者決定後、想定を超える部分について個別判断のうえ、ご案内致します。
14	固定・原状回復	仕様書1 (4)・別紙	遊具及び造作物は、撤去時に原状回復できる方法で固定することが前提でしょうか。	ご認識のとおりです。
15	固定・原状回復	仕様書1 (4)・別紙	原状回復が必要となる床、壁、柱等の範囲と、原状回復を要しない箇所がある場合は、その区分をご教示ください。	全箇所、原状回復が必要になります。
16	固定・原状回復	仕様書1 (4)・別紙	床、壁、柱等への固定は可能でしょうか。また、アンカー、ビスその他の金物の使用可否をご教示ください。	床、壁、柱等において原状回復が必要となりますので、アンカー、ビスその他金物の使用は想定していません。
17	固定・原状回復	仕様書1 (4)・別紙	固定方法について指定又は制限はありますでしょうか。自立式の造作物とする必要がある場合は、その旨をご教示ください。	固定方法について指定はありませんが、原状回復ができるような固定方法としてください。
18	施工・搬入	－	造作物を他所で製作したうえで、閉庁後の夜間等に搬入・設置する施工方法は、施設管理及びセキュリティ上可能でしょうか。	事前に調整のうえ可能とします。
19	施工・搬入	－	搬入及び設置作業が可能な曜日・時間帯をご教示ください。	原則、祝日を除く月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで
20	施工・搬入	－	使用可能な搬入経路、搬入口、エレベーター等をご教示ください。また、通路幅、扉寸法、積載重量等の制限があれば併せてご教示ください。	搬入経路については、事業者選定後、別途調整させていただきます。搬入時に使用される見込みのあるEVについては、以下のとおりです。 (W：約90cm、H：約2,100cm、積載量：約900kg)

要項、仕様書及び提出書類に関する質疑

No.	区分	該当箇所	質問内容	回答案
21	施工・搬入	－	搬入及び施工時に必要となる養生の範囲と方法をご教示ください。	搬入時は、搬入物品等の大きさや重量に応じて、搬入動線上の通路、エレベーターその他損傷の恐れがあると判断される箇所への養生をお願いします。 施工時は、施工周辺箇所において、施工方法などに応じて、損傷の恐れがあると判断される箇所の養生をお願いします。 養生方法については、物品等の大きさや重量に応じて適切に養生することとし、特に指定はありません。
22	施工・搬入	－	搬入及び施工時に、警備員又は誘導員を配置する必要はありますでしょうか。必要な場合、その手配及び費用負担は受託事業者が行うという認識でよろしいでしょうか。	警備員又は誘導員の配置は必須とはしておりません。必要に応じて手配される場合は、ご認識のとおり受託事業者負担となります。
23	施工・搬入	－	現場で実施可能な作業の内容及び作業時間の制限をご教示ください。	大きな音が出る作業等を実施する場合は、事前に内容や時間等の調整が必要になります。
24	施工・搬入	－	現場作業において、電動工具を使用することは可能でしょうか。使用可能な時間帯、工具の種類、騒音・粉じん対策等の条件があればご教示ください。	大きな音が出る作業等を実施する場合は、事前に内容や時間等の調整が必要になります。粉じん対策等についても事業者で行っていただく必要があります。
25	材料・性能	－	遊具、造作物、仕切り、内装材等に、防炎性能又は不燃・準不燃性能は求められますでしょうか。	今回設置する什器・備品について、法令の定めはありませんので防炎性能は求めておりません。
26	安全・仕上げ	仕様書1(4)・仕様書2	子どもが触れる可能性のある遊具及び造作物の角部について、角部のR寸法又は面取り寸法に指定はありますでしょうか。指定がある場合は、その基準をご教示ください。	安全性が担保されれば指定はありません。
27	安全・仕上げ	仕様書1(4)・仕様書2	遊具及び造作物の塗装仕上げについて、VOC（揮発性有機化合物）、臭気その他の安全性に関する基準はありますでしょうか。	安全性が担保されれば指定はありません。
28	安全・仕上げ	仕様書1(4)・仕様書2	塗装仕上げに使用できる塗料の種類、性能、認証等について指定がある場合は、その内容をご教示ください。	安全性が担保されれば指定はありません。
29	安全・仕上げ	仕様書1(4)・仕様書2	ビス、ボルト等の固定部について、露出の可否、ダボ埋め、キャップ又はパテ処理など、仕上げ方法に関する指定はありますでしょうか。	安全性が担保されれば指定はありません。
30	委託料	－	本業務に係る委託料について、前払金の制度は適用されますでしょうか。	前払金（義務履行前又は給付すべき時期の到来前の支出）の制度は適用されません。
31	委託料	－	本業務に係る委託料について、出来高等に応じた部分払いは可能でしょうか。可能な場合、適用条件及び請求可能な時期をご教示ください。	契約時に部分払いをする旨の特約をすることにより、出来高等に応じた部分払いが可能となる場合があります。 ただし、ここでいう「部分払い」は「キッズスペース遊具等設置」そのものが完了した場合を想定しており、キッズスペース遊具等設置が未完了における部分払いについては、想定していません。
32	委託料	－	完了検査後、請求書を提出できる時期をご教示ください。	部分払が可能の場合、発注者による検査終了後に部分払いにおける請求書の提出は可能です。 通常払（完成払い含む）の場合は、点検等の委託業務全体が完了する令和9年3月31日以降となります。
33	委託料	－	適正な請求書を提出してから委託料が支払われるまでの標準的な期間と、現時点で想定されている支払時期をご教示ください。	本市が受託者から適正な請求書を収受した日から起算して30日以内が支払い期限となり、想定支払時期についても特に指定がなければ、支払い期限日を想定しています。
34	保険	－	本業務の受託に当たり、受託者が契約締結前又は業務開始前までに加入することを必須とされる賠償責任保険等がありますでしょうか。指定がある場合は、保険の種類をご教示ください。	保険加入は必須としておらず、加入される場合の指定はありません。
35	保険	－	No.34の保険加入が必須である場合、補償限度額、免責金額、保険期間その他の補償条件に指定はありますでしょうか。指定がある場合は、その内容をご教示ください。	－
36	保険	－	No.34の保険加入が必須である場合、保険証券の写し、保険加入証明書等の提出は必要でしょうか。必要な場合は、提出書類及び提出時期をご教示ください。	－
37	保険	－	本市が指定する保険の種類及び補償条件がない場合は、受託者が自らの業務内容と責任範囲を踏まえ、必要な保険の種類及び補償内容を判断するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。